

補助金交付申請書

第 号

年 月 日

多可町長 様

住 所

氏 名

電 話 () ー 番

電子メール

年度において、 事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分（別記）※収支予算書を省略する場合は、カッコ内には代替する書類の名称を記載する。
- 2 事業の着工予定年月日 年 月 日
事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、町が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成25年多可町規則第9号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - (3) 間接補助事業を行う場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としなないこと。
 - (4) 町長が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - (1) 多可町住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第15条に基づき町が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 町長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通ずるものとする。
 - 3 町長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。
 - 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

- (2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

年 月 日

多可町長

様

住 所

氏 名

電 話 ()

電子メール

番

交付要件該当に係る確認書

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しません。
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。
- 6 一の場所において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
- 8 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。
- 12 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行いません。
- 13 発電した電力量のうち 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。
- 14 補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていません。かつ今後も受けません。
- 15 補助対象設備は、市(町)が交付決定した後に、契約及び設置します。
- 16 県税の滞納はありません。実績報告時には滞納がないことを証明する書類を提出します。

上記事項を遵守します。

年 月 日

署名
